

<照会書様式>

法令解釈事前確認制度照会書

平成16年3月11日

法務大臣 野沢 太三 殿

宇治市長 久保田 勇  
住所 京都府宇治市宇治琵琶33

下記について、照会します。  
なお、照会者名並びに照会内容及び回答内容が公開されることに同意します。

記

1．法令名及び条項 弁護士法第72条

2．具体的な照会事項

弁護士法第72条では、弁護士でない者が報酬を得る目的で、業として他人の法律事務を取り扱ういわゆる非弁活動を禁止していますが、自動車保険に係る示談代行に関しては、日本弁護士連合会と損害保険業界との間で、一定の条件の下で合法性が確認されています。

その他の損害賠償保険(例 道路の管理瑕疵等)に係る示談代行についても、自動車保険と同様に合法と考えてよいでしょうか。

なお、自動車保険の取り扱いと異なる場合は、その理由をご教示ください。

3．公開の遅延の希望 無し

(1) 遅延希望の理由

(2) 公開可能時期

4．連絡先

郵便番号 611 - 8501  
住所 京都府宇治市宇治琵琶33  
所属部署 企画管理部企画課  
担当者名 澤田尚志  
電話番号 ( 0774 ) 22-3141 内線2082  
F A X 番号 ( 0774 ) 20-8778  
E -mail アドレス kikakuka@city.uji.kyoto.jp

法令解釈事前確認制度 回答書

平成16年4月15日

宇治市長 殿

法務大臣 野沢太三

本年3月11日付けで照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

弁護士法第72条は、罰則の構成要件の規定であり、その解釈・適用は刑罰権行使にかかわるところ、刑罰権の行使は、第一次的には捜査機関、最終的には裁判所が行うものであり、同規定の解釈・適用を行政機関が責任を持って示すことができないことから、本件お尋ねについては、回答できません。

なお、照会事項中に、自動車保険に係る示談代行に関し、日本弁護士連合会と損害保険業界との間で、一定の条件の下で合法性が確認されているとありますが、それは弁護士法第72条に違反するかどうかについての裁判所の判断を法的に拘束するものではありません。